

船員保険のお知らせ

Vol. 3

(2026年4月発行)

歩合以外で報酬が支払われる方の報酬月額の算定方法についてご紹介します。

船員の報酬は乗船中と下船中で異なり、乗船期間や下船期間も一定していません。そのため、健康保険のような3カ月間の報酬の平均額が必ずしも1年間の報酬の額を表しているとはいえません。

1年を通じて船員として使用され、報酬が船舶に乗り組むこと等によって変動する場合は、主として前年の支給実績と今後の報酬の単価をもとに、次の3つの方法のいずれかで今後の報酬月額を算定します。

算定方式1「汽船告示方式」

基本となる固定給と変動する給与の額を基準として、以下の方法で算定します。

$$\text{報酬月額} = S + T + (S \times P) + U$$

S：基本となる固定給の額（個人ごとに算出）

乗船することによって増加する以前の本給（予備船員の本給）。

T：家族手当その他これに準ずる報酬の額（個人ごとに算出）

家族手当や住居手当など、乗下船に関係なく毎月定額で支給されるもの。

P：次により算出した率（職種ごとに算出）

$$P = \frac{(B - C) + D}{A}$$

基準期間：標準報酬月額の決定または改定の日前
6月以内の月からさかのぼる1年間

A 基準期間に使用した船員に対し、その期間に支給すべきS（基本となる固定給の額）の総額。

B 基準期間内に支給した乗船本給の総額。（下船中でも有給休暇中のように乗船本給で支給されるものを含む）

C 基準期間内に乗船した船員（Bを支給した船員）が、仮にその期間に乗船しなかったとしたら支給されるS（基本となる固定給の額）の総額。

D 基準期間内に支給した乗船本給に応じて変動する報酬の総額。

U：乗船本給に応じて変動しない報酬の総額を、その基準期間内に使用したこれらの報酬を受けるべき船員の月別の人数の延べ数で除して得た額（職種ごとに算出）

$$U = \frac{\text{基準期間に支給された、乗船本給に応じて変動しない報酬の総額}}{\text{基準期間に乗船本給に応じて変動しない報酬の支給対象となる船員すべての累計月数}}$$

算定方式2「全内航方式」

1年を通じて船員として船舶所有者に使用される被保険者のうち、次の①、②のように報酬が支給され、「汽船告示方式」で算定しがたい場合は、以下の方法で算定します。

- ①基本となるべき固定給が下船することによって減少する
- ②基本となるべき固定給が一定であり、諸手当が乗船することにより変動する

$$\text{報酬月額} = \text{本給月額} \times \frac{\text{過去1年間に支払われた総報酬}}{\text{旧本給日額} \times \text{雇用期間}}$$

本給月額（個人ごとに算出）

1カ月間乗船した場合に支給される個人別の本給。定期昇給、ベースアップ等によりこの額に増減があったときは、新本給。

過去1年間に支払われた総報酬（職種ごとに算出）

過去1年間に支払われた乗船中の本給、下船中の本給および各種諸手当の総額。

旧本給日額（職種ごとに算出）

標準報酬月額を改定すべき月の前月に、1カ月間乗船した場合に支給される本給月額の30分の1に相当する額。

雇用期間（職種ごとに算出）

標準報酬月額を改定すべき月前1年間に雇用された実期間（有給休暇、無給休暇等の期間であっても、雇用されている場合は含まれる。）の日数。

算定方式3「報酬の実態による方式」

「汽船告示方式」および「全内航方式」で算定することが適当でない者については、以下の方法で固定給と変動給を合算して算定します。

$$\text{報酬月額} = \text{固定給} + \text{変動給}$$

固定給（個人ごとに算出）

毎月定額で支給されるもの。

変動給（個人ごとに算出）

稼働量に応じて支給されるもの。過去1年間の総稼働量の12分の1に、その手当の単価を乗じて得た額。

船員保険の算定方法の詳細は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
以下のURLよりご確認ください。

船員保険の制度、手続きはこちら

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/senpo/index.html>

船員保険各種申請、届書はこちら

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/seninhoken/index.html>